

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社A（以下「会社」という。）にパート従業員として採用され、レンタル収納契約者に対する電話対応業務に従事していた。

請求人によれば、同年〇月〇日午前10時30分頃、会社事務所内において、顧客からコンテナに関する電話連絡を受け、担当課長に伝言メモを渡したところ口論となり、担当課長から左腕を強く引っ張られるという暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）としている。

請求人は、同月〇日B整形外科に受診し「左肩関節腱板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害の発生状況について、平成○年○月○日付け第三者行為災害届及び第三者による暴行傷害事故報告において、要旨、Cと口論となったが決着がつかないので席に戻ろうとしたところ、Cに左肩と左腕を掴まれ強引に引っ張られ受傷した、と主張している。

一方、Dは、平成○年○月○日労働基準監督署受付の経緯説明書及び「第三者証言（当日の立会者）」と題する資料において、要旨、Cは、請求人にクレームに対する対応を指示したが応じないため、口論となり、請求人と話し合うため別室に移動後（E同席）、再度口論となり、Cが請求人を落ち着かせる意図で請求人の肩に軽く触れた際、請求人がCの手を払いのける行為が生じたが、最終的にはEの仲裁により握手して終わった、と述べている。また、Dは、請求人が本件災害当日、翌日及び翌々日についても終日通常業務に従事しており、何をもって本件傷病につながったのか判断に苦しむ旨も述べており、請求人とDとの間での申述内容に齟齬があり、請求人が主張する本件災害の発生状況を裏付ける事実は確認できない。

(2) 本件傷病について、F医師は平成○年○月○日付け意見書において、「左肩関節前面に圧痛を認め、外転は70度に制限されており、他動運動でも屈曲、外旋時に疼痛を訴えた。X-Pにて骨傷はなく、本件傷病と診断した。」と述べている。

一方、G医師は平成○年○月○日付け意見書において、「他人に上肢を引っ

張られて外傷性の腱板損傷を生じる可能性は極めて低い。仮にその外力によって腱板が損傷したとすると、その直後から痛みや上肢挙上制限が出現すると考えられる。本件の場合、他人に引っ張られた後2日間就労しており、痛みの訴えもなかったことから、引っ張られた際に腱板損傷を生じたとは考えられない。」「本件での病歴や症状は、加齢による腱板損傷と肩関節周囲炎と考えるのが妥当である。」と述べている。

当審査会においても、関係医証等を検討したが、請求人が席に戻ろうとしたところを、引き戻すべく他人に上肢を引っ張られたことにより外傷性の腱板損傷を生じる可能性は低く、臨床的には、その直後から症状が出現すると考えられることから、本件傷病は加齢を基盤とした腱板症状であると認めるとしたG医師の意見を妥当であると判断する。

よって、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。